

条	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	解 説
第13条	<p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定</p> <p>(整備規程の認可)  法第6条の3の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小型船舶</li> <li>2 小型船舶の船体</li> <li>3 内燃機関</li> <li>4 船内外機</li> <li>5 船外機</li> <li>6 ガスタービン</li> <li>7 膨脹式救命いかだ</li> <li>8 膨脹型救命浮器</li> <li>9 膨脹式救助艇</li> <li>10 複合型救助艇</li> <li>11 膨脹式救命胴衣</li> <li>12 イマーション・スーツ(膨脹式のものに限る。)</li> <li>13 非常用位置指示無線標識装置</li> <li>14 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</li> <li>15 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</li> <li>16 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</li> <li>17 レーダー・トランスポンダー</li> <li>18 搜索救助用位置指示送信装置</li> <li>19 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置</li> <li>20 遭難信号自動発信器</li> <li>21 持運び式双方向無線電話装置</li> <li>22 固定式双方向無線電話装置</li> <li>23 降下式乗込装置</li> </ol> <p>2 整備規程には、船舶又は物件の要目、寸法及び性能を記載し、かつ、その主要部の構造(船舶にあつては、法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置)を図示したうえ、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 分解及び組立の方法並びに使用治工具</li> <li>2 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法</li> <li>3 部品又は部材ごとの使用時間、損傷の程度等による使用限度の判定基準</li> <li>4 組立後の調整の方法</li> <li>5 臨時検査を受けなければならないこととなる修理の範囲</li> </ol> <p>3 整備規程の認可を受けようとする者は、申請書に整備規程3部及び次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 整備規程に係る船舶又は物件の耐久試験及び使用実績に関する資料その他整備規程の内容が妥当なものであることを説明する書類</li> <li>2 整備規程に係る船舶又は物件の製造の実績を記載した書類</li> </ol>	<p>第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定</p> <p>(整備規程の認可)</p> <p>13.1(a) 膨脹式救命いかだについては、特殊なものを除き1メーカー1類型として取扱い、その他の船舶または物件の種類の取り扱いについては、資料を添えて海上技術安全局長まで伺い出ること。</p> <p>13.3(a) 地方運輸局長は、申請書1通、整備規程3部及び本項の添付書類2部を提出させ、申請書1通、整備規程3部及び添付書類1部を海上技術安全局長に送付し、添付書類1部を保管しておくこと。  なお、送付に当たっては、認可を受けようとする者の整備規程の管理方法、第27条第2項の規定による改訂の方法及び同上第3項の検認の体制に関する資料を併せて送付すること。</p> <p>(b) 地方運輸局長に対する申請書等の提出は、管内の海運支局長(沖縄総合事務局にあつては海運事務所長。以下同じ。)を経由して行わせること。</p> <p>(c) 整備規程が認可された場合、海上技術安全局長は、認可書に送付された整備規程2部を添付し、地方運輸局長に送付するものとする。地方運輸局長は、認可書に整備規程1部を添付して申請者に交付するとともに、1部を地方運輸局に保管すること。</p> <p>(d) 申請書、整備規程及び添付書類の用紙は、原則としてA列4番のものを使用すること。</p>
第14条	<p>(整備規程の変更の認可)  整備規程の認可を受けた者は、整備規程を変更しようとするときは、申請書に整備規程の変更部分の抜すい3部及び変更に係る前条第3項各号に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならない。</p>	<p>(整備規程の変更の認可)</p> <p>14.0(a) 本条による認可については、13.3(a)の本文及び(b)から(d)までを準用する。この場合において、「整備規程」とあるのは「整備規定の変更部分の抜粋」と読み替えること。</p>
第15条	<p>(変更命令)  国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る船舶又は物件に関する法第2条第1項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。</p>	
第16条	削除	
第17条	<p>(整備規程の認可の失効及び取消し)  整備規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は整備規程の認可に係る事業を廃止したときは、整備規程の認可は、その効力を失う。</p>	

	<p>2 国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の1に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。</p> <p>1 第14条の規定による変更の認可を受けないで、第27条第1項の規定により法第6条の3の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した整備規程を改訂したとき。</p> <p>2 第15条の規定による命令に従わなかったとき。</p> <p>3 第27条第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>4 認可を受けていない整備規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。</p>	
第18条	<p>(告示)</p> <p>国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。</p> <p>1 整備規程の認可をしたとき。</p> <p>2 第14条の規定による整備規程の変更の認可をしたとき。</p> <p>3 前条第1項の規定により整備規程の認可がその効力を失ったとき。</p> <p>4 前条第2項の規定により整備規程の認可を取り消したとき。</p>	
第19条	<p>(認定)</p> <p>認定は、認可を受けた整備規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その整備の能力について行う。</p> <p>2 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。</p>	<p>(認定)</p> <p>19.2(a) 認定物件等の範囲を限定する場合の取り扱いについては、3.2(b)によること。</p>
第20条	<p>(認定の申請)</p> <p>認定を受けようとする者は、事業場認定申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあっては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>1 認定に係る整備規程を当該整備規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類</p> <p>2 次条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる基準に適合することを説明する書類</p> <p>3 法第6条の3の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類</p> <p>4 認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績を記載した書類</p> <p>5 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類</p> <p>2 地方運輸局長は、前項に規定するもののほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>20.0(a) 地方運輸局長が行う認定のための審査は、書類審査及び実地審査により行うものとする。</p> <p>(1) 書類審査は、提出された書類について審査を行い、必要に応じて追加書類を要求するものとする。</p> <p>(2) 申請書に添付する書類は、附属書[3]「船舶安全法第6条ノ3に基づく事業場認定申請書に添付する書類」に掲げる内容のものとする。</p> <p>(3) 認定の更新の場合、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに第28条の2の規定に基づき提出した書類及び第28条の3の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。</p> <p>(b) 書類の提出については、13.3(b)を準用する。</p>
第21条	<p>(認定の基準)</p> <p>認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 認定に係る整備規程の認可を受けた者から当該整備規程の供与を受けていること。</p> <p>2 次に掲げる施設及び設備を有すること。ただし、認定に係る船舶又は物件が第19条第2項の規定により限定をされること等の事由により地方運輸局長が必要ないと認める施設又は設備については、この限りでない。</p> <p>イ 別表第3に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備に必要な設備</p> <p>ロ 別表第4に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備について確認のため行う検査に必要な設備</p> <p>ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等の設備を有する作業場</p> <p>ニ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な材料、部品等を保管するために適切な施設</p> <p>3 次に掲げる人員を有すること。</p> <p>イ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を適正に行うことができる人員</p> <p>ロ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関し必要な知識、経験及び技量を有すると認められる者であって、当該認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を行う人員を直接監督するもの</p> <p>ハ 2年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以</p>	<p>(認定の基準)</p> <p>21.1(a) 整備主任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合、確認業務に支障のある事業場においては、次に掲げる事項に留意の上、整備主任者が不在の間業務を代行する整備主任者代行を選任することができる。</p> <p>(1) 整備主任者代行は、社内組織上整備主任者を代行する立場にあるものとする。</p> <p>(2) 整備主任者代行的資格は、整備主任者に要求されるものに準じた取扱いとすること。</p> <p>(3) 整備主任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を「確認の方法」の中に設けること。</p> <p>(4) 整備主任者代行に関する変更事項の届出は、整備主任者に要求されているものを準用する。</p> <p>(b) 地方運輸局長は、認定する際、あらかじめ関係書類を添えて、海上技術安全局長の意見を徴すること。</p>

	<p>下「整備主任者」という。)</p> <p>4 整備主任者が整備及びその確認のため行う検査に関し責任を有する制度を有すること。</p> <p>5 認定に係る船舶又は物件の整備に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。</p> <p>イ 作業に関する管理</p> <p>ロ 材料及び部品に関する管理</p> <p>ハ 確認のため行う検査に関する基準</p> <p>6 第2号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。</p> <p>7 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。</p> <p>イ 整備規程</p> <p>ロ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な図面その他の資料</p> <p>ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関する記録</p> <p>ニ 前号の較正に関する記録</p> <p>8 当該事業場における認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績が十分であること。</p> <p>9 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。</p> <p>2 第28条第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。</p>	
第22条	<p>(認定書の交付)</p> <p>地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書(第7号様式)を交付する。</p>	<p>(認定書の交付)</p> <p>22.0(a) 地方運輸局長は、認定をしたときは、海上技術安全局長、他の地方運輸局長、及び管内の各海運支局長に認定した事業場の名称及び所在地、認定に係る物件及びその範囲並びに有効期間を速やかに通知すること。また、通知を受けた地方運輸局長は、速やかに管内の各海運支局長に通知すること。</p>
第23条	<p>(認定の有効期間)</p> <p>認定の有効期間は、5年以内とする。</p>	<p>(認定の有効期間)</p> <p>23.0(a) 本項にいう有効期間を「5年以内とする」場合は、第20条第1項の「認定を受けようとする者」からの申し出により行うこと。</p> <p>(b) 地方運輸局長は、2以上の整備規程に係る類型について認定を受けようとする事業場については、各々の認定の有効期間が出来る限り一致するように申請させること。</p>
第24条	<p>(確認の方法等)</p> <p>確認は、第20条第1項第3号の書類に記載された方法に従って整備主任者に行わせなければならない。</p> <p>2 整備主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容を記載して記名押印するとともに、当該船舶又は物件に確認したことを証する認印(第8号様式)を附し、整備済証明書(第9号様式)を整備を依頼した者に交付しなければならない。</p> <p>3 前項の確認日誌は、その記載の日から1年間保存しなければならない。</p>	<p>(確認の方法等)</p> <p>24.2(a) 現在、整備済証明書には、製造番号及び整備済番号を記入することにはなっていないが、当該物件が整備済であるかどうかを確認するため、整備済証明書に製造番号及び整備済番号を記入させるとともに、証明書番号を右肩に記入させるよう指導すること。</p>
第25条	削除	
第26条	削除	
第27条	<p>(整備規程の供与等)</p> <p>整備規程の認可を受けた者は、当該整備規程に係る認定を受けた者に対し、認可を受けた整備規程である旨を記載し、かつ、記名押印した整備規程を供与しなければならない。</p> <p>2 整備規程の認可を受けた者は、第14条の規定による変更の認可又は第15条の規定による命令を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した整備規程を改訂しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により整備規程の供与を受けた者は、当該整備規程を認定に係る事業場に備えておくとともに、供与を受けた後1年ごとに、当該整備規程が、認可を受けた整備規程(第14条の規定による変更の認可又は第15条の規定による命令を受けて当該整備規程が変更されたときは、当該変更後の整備規程)と相違ないことについて当該整備規程の認可を受けた者の検認を受けなければならない。</p>	<p>(整備規程の供与等)</p> <p>27.1(a) 本項の規定により供与する整備規程は、認可の日付、認可番号及び供与した年月日又は供与番号が見やすい箇所に記載されたものであること。</p> <p>27.3(a) 検認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は当該整備規程に検認した年月日を記入し、かつ、記名押印すること。</p>
第28条	<p>(認定の失効及び取消し)</p> <p>認定を受けた者が次の各号の1に該当するときは、認定はその効力を失う。</p> <p>1 死亡し、又は解散したとき。</p> <p>2 認定に係る事業を廃止したとき。</p> <p>3 認定を辞退したとき。</p> <p>4 認定に係る整備規程の認可が効力を失い、又は取り消されたとき。</p> <p>2 地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号の1に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。</p>	

	<ol style="list-style-type: none"><li>1 第21条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき。</li><li>2 第24条、前条第3項、第28条の2（同条第1項の表第3号及び第4号に係る部分に限る。）又は第28条の3（同条の表第7号から第10号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。</li><li>3 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に第24条第2項に規定する認印を附し、又は認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件について同項の整備済証明書を交付したとき。</li><li>4 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。</li></ol>	
--	---	--